

# 議 案 目 録

令和元年(2019年)6月3日

番 号	件 名
議案第 71 号	令和元年度(2019年度)彦根市一般会計予算
議案第 72 号	彦根市市税条例等の一部を改正する条例案
議案第 73 号	彦根市行政不服審査法に関する手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 74 号	彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案第 75 号	彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
報告第 7 号	令和元年度(2019年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について
報告第 8 号	第32期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について
報告第 9 号	第23期株式会社夢京橋の事業計画について
報告第 10 号	第17期株式会社四番町スクエアの事業計画について
報告第 11 号	平成30年度(2018年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について
報告第 12 号	平成30年度(2018年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて



議案第 72 号

彦根市市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)6月3日

彦根市長 大久保 貴

彦根市市税条例等の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第 1 条 彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 1 項または第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者もしくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号

を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 第 2 項中「第 203 条の 5 第 2 項」を「第 203 条の 6 第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 203 条の 5 第 5 項」を「第 203 条の 6 第 6 項」に改める。

第 36 条の 4 第 1 項中「によって」を「により」に、「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に、「第 9 項」を「第 10 項」に、「においては」を「には」に改める。

付則第 12 条の 2 に次の 3 項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車法第 446 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)または法第 451 条第 1 項もしくは第 2 項(これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。)の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第 12 条の 4 の規定により読み替えられた第 81 条の 6 第 1 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第 12 条の 2 を付則第 12 条の 2 の 3 とし、付則第 12 条の次に次の 2 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 12 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間(付則第 12

条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第12条の2の2 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車税に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第12条の6に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)および前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

付則第13条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
---------	--------	--------

第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- 4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号および第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

付則第 13 条の 2 を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第 13 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第 87 条および第 88 条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足

額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 彦根市市税条例の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号中「または寡夫」を「、寡夫または単身児童扶養者」に改める。

付則第13条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第13条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(彦根市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 彦根市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年彦根市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、彦根市市税条例付則第12条の次に5条を加える改正規定(同条例付則第12条の6第1項に係る部分に限る。)中「とする」を「とする。」に改め、同改正規定(同条例付則第12条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例付則第13条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第4条 彦根市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年彦根市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、彦根市市税条例第48条第1項の改正規定中「および第11項」を「、第11項および第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「および第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、または当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、または納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第 10 項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 10 項の申告につき第 13 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処分または前項の届出書の提出があったときは、これらの処分または届出書の提出があった日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出または法人税法第 75 条の 4 第 3 項もしくは第 6 項(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出または処分があった日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。
- 付則第 1 条第 6 号中「3 項を」を「8 項を」に、「平成 32 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改める。
- 付則第 2 条第 3 項中「第 12 項」を「第 17 項」に改める。



## 付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 条および第 4 条の規定 公布の日
- (2) 第 1 条(次号に掲げる改正規定を除く。)および付則第 4 条の規定 令和元年 10 月 1 日
- (3) 第 1 条中彦根市市税条例第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に 1 項を加える改正規定ならびに第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 および第 36 条の 4 第 1 項の改正規定ならびに次条の規定 令和 2 年 1 月 1 日
- (4) 第 2 条中彦根市市税条例第 25 条の改正規定および付則第 3 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (5) 第 2 条(前号に掲げる改正規定を除く。)および付則第 5 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日  
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の彦根市市税条例(次項および第 3 項において「2 年新条例」という。)第 36 条の 2 第 7 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合および同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項(第 3 号に係る部分に限る。)の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき彦根市市税条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する 2 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項および第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成 31 年法律第 6 号)第 1 条の規定による改正後の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号。以下この項において「新所得税法」という。)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(新所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 3 条 付則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の彦根市市税条例第 25 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の彦根市市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 付則第1条第5号に掲げる規定による改正後の彦根市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 73 号

彦根市行政不服審査法に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)6月3日

彦根市長 大久保 貴

彦根市行政不服審査法に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市行政不服審査法に関する手数料条例(平成28年彦根市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

議案第 74 号

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)6月3日

彦根市長 大久保 貴

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例

彦根市火災予防条例(昭和 48 年彦根市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号または前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 20 年総務省令第 156 号)第 3 条第 2 項および第 3 項に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

議案第 75 号

彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)6月3日

彦根市長 大久保 貴

彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市公平委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市西今町 1040 番地 5
- 2 氏 名 田 邊 俊 夫
- 3 生年月日 昭和 18 年(1943 年)1 月 2 日

略 歴

た なべ とし お  
田 邊 俊 夫

昭和 18 年 1 月 2 日生

- 1 住所 彦根市西今町 1040 番地 5
- 2 学歴 昭和 40 年 3 月 福井大学工学部卒業
- 3 職歴 昭和 40 年 4 月 松下電工株式会社入社  
昭和 42 年 3 月 松下電工株式会社彦根工場勤務  
平成元年 6 月 松下電工株式会社ビューティライフ事業部副事業部長  
平成 5 年 6 月 松下電工株式会社HA機器事業部事業部長  
平成 10 年 2 月 ) 松下電工株式会社取締役・インテリア照明事業部長  
平成 11 年 5 月  
平成 11 年 6 月 ) 松下電工株式会社取締役・照明事業担当  
平成 13 年 2 月  
平成 13 年 3 月 ) 松下電工株式会社取締役・電器事業担当  
平成 14 年 2 月  
平成 14 年 3 月 ) 松下電工株式会社常務取締役・電器分社長  
平成 16 年 2 月  
平成 16 年 3 月 ) 松下電工株式会社専務執行役員・電器事業分社長  
平成 17 年 2 月  
平成 18 年 4 月 ) 滋賀県立大学地域貢献担当理事(常勤)  
平成 21 年 3 月  
平成 19 年 4 月 ) 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ理事(非常勤)  
平成 21 年 3 月  
平成 26 年 4 月 ) 滋賀県立大学利益相反マネジメント委員会外部委員  
至 現 在

平成 30 年 3 月

) 彦根市公平委員会委員

至 現 在

報告第 7 号

令和元年度(2019 年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和元年度(2019 年度)の一般財団法人彦根市事業公社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和元年(2019 年)6 月 3 日

彦根市長 大久保 貴



報告第 8 号

第 32 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 32 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和元年(2019 年)6 月 3 日

彦根市長 大久保 貴

報告第 9 号

第 23 期株式会社夢京橋の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 23 期株式会社夢京橋の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和元年(2019 年)6 月 3 日

彦根市長 大久保 貴

報告第 10 号

第 17 期株式会社四番町スクエアの事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 17 期株式会社四番町スクエアの事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和元年(2019 年)6 月 3 日

彦根市長 大久保 貴

報告第 11 号

平成 30 年度(2018 年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について

平成 30 年度(2018 年度)彦根市一般会計予算および平成 30 年度(2018 年度)彦根市下水道事業特別会計予算のうち、繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和元年(2019 年)6 月 3 日

彦根市長 大久保 貴

平成30年度(2018年度)繰越明許費繰越計算書  
(単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
						既収入特定財源	未収入	財源
						国 支 出 金	市 債	一般財源
民	生 費	社会福祉費	災害見舞金等支援事業	2,625	2,625	1,750		875
		児童福祉費	保育所管理運営事業(ふたば)	4,405	2,815			2,815
農 産	林 業 水 費	農 業 費	経営体育成支援事業	41,653	41,653	41,653		
			担い手確保経営強化支援事業	33,786	33,786	33,786		
			生産基盤整備推進事業	208	208			208
商 工	費	林 業 費	林道管理事業	28,409	28,409		20,600	7,809
			プレミアム付商品券発行事業	6,726	6,726	6,726		
土 木	費	土 木 管 理 費	土木施設用地対策事業	3,901	3,901			3,901
			急傾斜地崩壊対策事業	36,272	36,272	31,496	4,700	76
道 橋	路 橋 り よ う 費	道 路 費	道路維持管理事業	30,000	25,886			25,886
			道路新設改良事業	102,169	100,608		90,500	10,108
			石寺稲里線道路改良事業	7,440	7,440	3,960	3,100	380
			大藪磯線道路改良事業	122,090	119,090	65,483	48,200	5,407
小 泉 庄 堺	線 道 路 改 良 事 業		7,760	7,760	4,257	3,100	403	

平成30年度(2018年度)繰越明許費繰越計算書  
(単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入特定財源	未収入 国県支出金	市債	一般財源
			小泉城南小学校線道路改良事業	40,326	40,326			36,200	4,126
			橋りょう長寿命化推進事業	59,551	59,551		32,589	24,200	2,762
		河川費	河川維持事業	14,000	5,000				5,000
			河川新設改良事業	43,707	43,707			39,300	4,407
		都市計画費	街路整備単独事業	6,858	6,858				6,858
			立花船町線街路事業	98,865	98,226		54,024	40,400	3,802
			都市公園緑地維持管理事業	11,402	11,402				11,402
			荒神山公園整備事業	87,000	86,308			64,700	21,608
			金亀公園整備事業	9,339	6,267			4,700	1,567
			狭あい道路整備事業	9,450	5,640		2,820	2,500	320
			J R 稲枝駅周辺整備事業	57,100	56,580		28,240	25,500	2,840
		住宅費	改良住宅運営管理事業	6,656	6,656				6,656
	教育費	小学校費	河瀬小学校校舎増築事業	15,000	15,000			11,200	3,800
		社会教育費	伝統的建造物群保存対策事業 (花しょうぶ地区)	7,161	7,161		2,308		4,853

平成30年度(2018年度)繰越明許費繰越計算書  
(単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入特定財源	未収入	特定財源	
		保健体育費	市民体育センター整備事業	115,000	86,800		10,297	58,500	18,003
		文教施設 災害復旧費	重要文化財建造物災害復旧事業	19,383	19,383		19,383		
	計			1,028,242	972,044		338,772	477,400	155,872
下特別 水道事業 会計	計	公共下水道事業費	公共下水道事業	260,994	260,994		87,328	153,400	20,266
		公共下水道事業費	特定環境保全公共下水道事業 浸水対策下水対 (雨水対策)	110,114	110,114		29,618	71,900	8,596
	計			478,957	474,800		166,046	271,300	37,454
	合計			1,507,199	1,446,844		504,818	748,700	193,326

報告第 12 号

平成 30 年度(2018 年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて

平成 30 年度(2018 年度)彦根市水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和元年(2019 年)6 月 3 日

彦根市長 大久保 貴



平成30年度（2018年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

（単位 千円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明	
						企業債	国庫補助金	工事負担金	既収入特定財源		損益勘定留保資金
資本的支出	建設改良費	H30中山町配水管布設替工事 (中山町)	3,400		3,400					3,400	管網整備計画に基づき実施する工事であるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		大藪浄水場洗浄排水池返送ポンプ更新工事 (八坂町)	6,950		6,950					6,950	大藪浄水場洗浄排水池返送ポンプの故障により緊急で更新するものであるが、工事に必要な資材の調達に時間を要するため繰り越すもの
		H30栄町二丁目ほか配水管布設替工事 (栄町二丁目ほか)	41,450		41,450	41,450					老朽管更新のため実施する工事であるが、関係機関との調整に時間を要したため繰り越すもの
		H30平田町ほか配水管布設跡舗装復旧工事 (平田町ほか)	13,200		13,200					13,200	布設替工事跡の舗装復旧のため実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		H30原町ほか配水管布設替工事 (原町ほか)	57,700		57,700	57,700					老朽管更新のため実施する工事であるが、関係機関との調整に時間を要したため繰り越すもの
		H30正法寺町配水管布設替工事 (正法寺町)	28,500		28,500			7,293		21,207	公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		H30地蔵町ほか配水管布設替工事 (地蔵町ほか)	43,100		43,100			7,499		35,601	公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		H30西葛籠町ほか配水管布設替工事 (西葛籠町ほか)	31,800		31,800			4,612		27,188	公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの

平成30年度 (2018年度) 彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
						企業債	国 補助金	工 事 負担金	既収入 特定財源		損益勘定 留保資金
資本的支出	建設改良費	H30犬方町(ほか配水管布設替工事(犬方町(ほか)	25,500		25,500			12,619		12,881	公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		H30高宮町配水管布設替工事(高宮町)	15,500		15,500			6,459		9,041	公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		H30高宮町配水管布設替工事(その2)(高宮町)	11,900		11,900			4,765		7,135	公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		H30海瀬町(ほか配水管布設替工事(海瀬町(ほか)	22,600		22,600			12,127		10,473	公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		H30正法寺町配水管布設替工事(その2)(正法寺町)	2,100		2,100			1,975		125	公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		H30新海町配水管布設替工事(新海町)	1,300		1,300					1,300	給水申請に基づき実施するものであるが、申請日が平成31年2月22日であることから、年度内に十分な工事期間が取れないため繰り越すもの
		上水道補償費算定システム構築委託業務	8,759		8,759					8,759	補償費算定システムを構築するため委託するものであるが、関連する積算システムとの調整に時間を要したため繰り越すもの
		彦根市水道事業水利使用許可(工作物変更)申請書作成委託業務	1,134		1,134					1,134	水利権の変更に伴い工作物の更新に係る許可申請を委託するものであるが、関係機関との調整に時間を要したため、繰り越すもの

平成30年度（2018年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

（単位 千円）

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
						企業債	国庫 補助金	工事 負担金	既収入 特定財源	損益勘定 留保資金	
資本的支出	建設改良費	H30東沼波町配水管 布設詳細設計委託 業務	9,597		9,597					9,597	管網整備計画による近江鉄道下の配管詳細 を設計委託するものであるが、関係機関との 調整に時間を要したため繰り越すもの
		H30栄町一丁目ほか 配水管布設替詳細 設計委託業務	4,644		4,644					4,644	老朽管更新事業による布設替工事の詳細設 計を委託するものであるが、関係機関との 調整に時間を要したため繰り越すもの
		計	329,134		329,134	99,150		57,349		172,635	

平成30年度(2018年度)彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説	明	
						企業債	国庫補助金	工事負担金	既収入特定財源			損益勘定留保資金
水道事業費	営業費用	H30正法寺町配水管布設替工事(正法寺町)	4,606		4,606			4,606			公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		H30地蔵町配水管布設替工事(地蔵町)	10,135		10,135			10,135			公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		H30西葛籠町ほか配水管布設替工事(西葛籠町ほか)	8,288		8,288			8,288			公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		H30六方町配水管布設替工事(六方町)	16,370		16,370			16,370			公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		H30高宮町配水管布設替工事(高宮町)	5,274		5,274			5,274			公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		H30高宮町配水管布設替工事(その2)(高宮町)	3,838		3,838			3,838			公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		H30海瀬町ほか配水管布設替工事(海瀬町ほか)	8,349		8,349			8,349			公共下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの	
		計	56,860		56,860			56,860				